

## 加西市告示第 90 号

加西市シティプロモーション冊子作成業務について、公募型プロポーザル方式を実施するので次のとおり公告する。

令和 2 年 6 月 8 日

加西市長 西 村 和 平

### 1 業務の概要

#### (1) 業務名

加西市シティプロモーション冊子作成業務

#### (2) 業務の目的

現在、加西市が使用している子育て世帯向けの冊子「かさい住マイル」と、移住・定住促進の冊子「イーナカサイ」を統合し、新たなシティプロモーション冊子の製作を行い、市民のシビックプライドの醸成と、近隣市町の住民に加西市の良さを伝えることで移住・定住に繋げることを目的とする。

#### (3) 委託の範囲

- (1) 加西市シティプロモーション冊子の作成
- (2) 加西市シティプロモーション冊子の印刷製本
- (3) 職員用加西市 PR 名刺デザインデータの制作

#### (4) 委託期間

契約締結日から令和 2 年 12 月 31 日まで

#### (5) 業務遂行上の要件

業務に当たっては、「加西市シティプロモーション冊子作成業務仕様書」を遵守すること。

### 2 提案書の申込者に必要とされる要件

- (1) 加西市の入札参加資格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に規定する欠格条項に該当しないこと。
- (3) 募集開始日から契約締結日までの期間において、加西市指名停止基準（平成 6 年訓令第 23 号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法に基づく更生手続開始申立、または民事再生法に基づく再生手続開始の申立がなされていないこと。
- (5) 参加者の住所地の区分に応じ、次に定める地方税及び消費税並びに地方消費税を完納していること。
  - ・加西市内 市税等及び消費税並びに地方消費税
  - ・加西市外 消費税及び地方消費税
- (6) 加西市暴力団排除条例（平成 24 年 3 月条例第 1 号）に規定する暴力団等でないこと。

### 3 提案書の作成・提出に係る事項

#### (1) 提案書の作成

「加西市シティプロモーション冊子作成業務仕様書」公募型プロポーザル募集要領に基づき作成すること。

#### (2) 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- ① 受付場所 加西市地域振興部きてみて住んで課（加西市役所本庁4F）  
担当：上月  
電話：0790（42）8764  
メール：kiteka@city.kasai.lg.jp
- ② 受付期間 令和2年6月8日（月）から令和2年6月22日（月）  
（受付時間は、午前9時から午後5時まで）
- ③ 受付方法 原則として指定の質問書によりメールで行うこと。なお、必ず電話で上記の担当者に受理確認をすること。
- ④ 回答方法 回答は、質問のあった日から2日まで（土日を除く）にメールにて行う

#### (3) 提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

- ① 提出期限 令和2年7月8日（水）  
（土・日・祝日は除く。受付時間は、午前9時から午後5時まで）
- ② 提出場所 3（2）に同じ。
- ③ 提出方法 持参とする。（郵送は必着）
- ④ 備 考 10部提出すること（正本を含む）。

#### (4) その他の留意事項

- ① 提出された提案書等の書面は返却しない。
- ② 提案書の作成及び提出に係る経費は、提案者の負担とする。
- ③ 提出された提案書は、提案書の特定以外には、提出者に無断で使用しない。
- ④ 提案書に虚偽の記載をした場合は、提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をしたものに対して指名停止を行うことがある。